

制限付き一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 6 月 1 1 日

蒲郡市モーターボート競走事業
蒲郡市長 鈴木 寿 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
蒲郡市モーターボート競走場で使用する都市ガス（長期継続契約）
- (2) 供給場所
蒲郡市モーターボート競走場（愛知県蒲郡市竹谷町太田新田 1 番地 1）
- (3) 仕様
別紙仕様書の通り
- (4) 履行期間
令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人または個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去 2 年間に於いて、令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 愛知県内において、法人に於ては本店、支店または営業所を有し、個人に於ては事業を営んでいること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 蒲郡市に対し納税義務がある者に於ては、市税等を滞納している者でないこと。
- (8) あいち電子共同調達システム（物品等）に蒲郡市での調達希望登録があり、第 1 希望から第 3 希望で、業種に製造・販売、営業種目に燃料、取扱内容に都市ガスの登録があること。
- (9) 別紙仕様書の業務内容を満たす有資格者を有すること。

3 契約条項を示す場所

ボートレース事業部経営企画課

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月26日（金）午後4時30分

(2) 場所

蒲郡市モーターボート競走場 2階 大会議室

(3) 開札

入札後ただちに行う

(4) 代理者による入札

代表者が当日入札に参加できない場合、必ず委任状（別記2）を提出すること。

5 入札参加申込み手続き

(1) 受付期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月19日（金）までの午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 受付場所

蒲郡市モーターボート競走場 5階 ボートレース事業部経営企画課

(3) 提出書類（1部）

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

ボートレース事業部経営企画課に競争入札参加申込書をFAX、Eメールまたは持参により提出する。

また、FAXまたはEメール送信後、確認のためにボートレース事業部経営企画課へ電話連絡をすること。持参の場合、ボートレース事業部経営企画課へ事前に電話連絡すること。ただし、上記の受付期間内必着とする。

6 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月17日（水）までの午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 提出方法

ボートレース事業部経営企画課に質問書をFAX、Eメールまたは持参により提出する。また、FAXまたはEメール送信後、確認のためにボートレース事業部経営企画課へ電話連絡をすること。持参の場合、ボートレース事業部経営企画課へ事前に電話連絡すること。ただし、上記の受付期間内必着とする。

(3) 質問者への回答

質問者に対しホームページで順次回答を掲載します。

7 入札

- (1) 仕様書等に示した月ごとの予定使用量に対して、入札者が設定した契約に対する月額の基本料金及び従量料金（基準単位料金）に基づき計算した総価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を応札金額とすること。
- (2) 基準単位料金は、平均原料価格がトン当たり83,250円の場合のものとする。
- (3) 応札金額と入札内訳書の合計額を合わせること。
- (4) 入札は、指定の入札書（別記1）を使用してください。
- (5) 入札内訳書（別記3）は、入札書の提出に合わせて入札担当係（14 連絡先参照）に提出すること。
- (6) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - イ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
 - ウ 入札に際して不正行為があった入札
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
 - オ 他人の代理を兼ねまたは2以上の代理をした者の入札
 - カ 入札書に記名及び押印のない入札
 - キ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ク 金額に¥字が冠されていない入札
 - ケ 入札書の記載事項が確認できない入札
 - コ 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
 - サ 競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - シ 郵送による入札
 - ス 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - セ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - ソ その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (8) 入札は、1者（社）の場合でも実施します。

8 開札

- (1) 入札者は、開札に立ち会わなければなりません。
- (2) 最低価格で入札を行った者を落札者とします。なお、落札者となる同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるときまたは災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、または入札期日を延期することがあります。

1 0 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 蒲郡市モーターボート競走事業契約規程（蒲郡市契約規程第 2 6 条第 3 号の規定を準用）に該当する場合は免除

1 1 契約書作成の要否

要

1 2 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

1 3 落札決定の方法

入札金額が蒲郡市モーターボート競走事業契約規程において準用する蒲郡市契約規則第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 4 その他

- (1) 本案件は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであり、契約書には、「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除又は変更することができる」旨の条項を盛り込むものとする。
- (2) 本市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと蒲郡市公正入札調査委員会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
- (3) 落札決定日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、蒲郡市は一切の損害賠償の責を負わないこととする。
- (4) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (5) 添付することを省略した契約規則、入札者心得書は、契約条項を示す場所において閲覧に供します。

1 4 連絡先

蒲郡市モーターボート競走場 5階 ボートレース事業部経営企画課設備係

TEL 0533-67-8294

FAX 0533-67-7376

E-mail kyotei@city.gamagori.lg.jp